

～申請に関するQ&A～

Q.どのような大会が補助対象となりますか？

A. 原則、国内の選手を対象とした全国大会で、下記の条件①②をどちらも満たしている大会が補助対象です。

- ①公益財団法人日本スポーツ協会又はその加盟団体（準加盟団体を含む。）のいずれかが主催又は共催する大会、または、それと同等と認められる文化芸能大会
- ②県大会以上の予選等を経て出場する大会

※ただし、②については下記の場合、補助対象となる場合がありますので、教育総務課（TEL:23-2012）までご相談ください。

- ・県内に他の競技団体がないなど、特別な事情により県内大会を経ないで県外大会等に出場する場合
- ・上部団体（県連盟等）から過去の成績による選抜によって県外大会等への出場要請があった場合

※学校の教育活動（部活動等）として教員等が引率して参加する大会は、学校からの申請となりますので、本補助金の対象外です。

※中学校体育連盟主催大会へ参加するクラブチームについては、申請方法や補助内容が一部異なりますので、教育総務課までご連絡ください。

Q.申請者には、どのような者になることができますか？

A.クラブチームの代表者や監督・コーチ、大会出場される選手の保護者が申請者となることができます。

ただし、申請者名と補助金振込先の口座名義は、同じ方をお願いしておりますので、そのことも考慮した上で申請をお願いします。

Q.補助対象となる経費には、どのようなものがありますか？

A.県内・県外会場それぞれ下記の経費（経費合計金額の5割）を補助します。

（県内会場の場合）大会参加料・リフト代

（県外会場の場合）交通費（※）・宿泊費（上限は9千円）・大会参加料
リフト代

※交通手段（公共交通機関、自家用車、貸切バス等）ごとの補助対象内容詳細は、別資料「申請についてのご案内」をご確認ください。

Q.補助対象となる選手・引率者の条件はありますか？

A.選手→大会申込書や大会プログラム等に名前が記載されており（選手として出場する児童生徒の他、スコアラー、マネージャー等の大会要綱でいわゆるベンチ入り認められている児童生徒を含む。）、
南砺市内の小・中・義務教育学校に通う児童・生徒又は、
南砺市内に住所を有し、市外小・中・義務教育学校へ通う児童・生徒
引率者→大会申込書や大会プログラム等に監督・コーチとして記載されている方
（※引率者について、補助対象となるのは1名までです。）

Q.大会会場まで公共交通機関（JR等）を利用した場合、購入費用は全額補助対象となりますか？

A.公共交通機関利用時の運賃（市内最寄り駅から大会会場の最寄り駅の1往復分）が補助対象です。
また申請時は、必ず学割（乗車券が2割引となります。）や団体割を利用した場合の金額で申請いただきますようお願いいたします。

Q.大会会場まで自家用車を使用した場合は、ガソリン代・高速料金は全額補助対象となりますか？

A.公共交通機関（JR等）を利用した場合の料金と比較いただき、自家用車での費用の方が安価であった場合について、ガソリン代・高速料金が補助対象となります。
ガソリン代については、出発前にガソリンを満タンにされることを前提としておりますので、出発後に給油した分のみ補助対象です。

※下記の場合についてご注意ください！

補助対象となる選手・引率者以外の方（選手の家族等）が同乗する場合は、選手・引率者分のみが補助対象ですので、自家用車での費用を同乗人数合計（補助対象でない方も含めた合計人数）で割って1人あたりの金額を算出いただき、補助対象となる人数を掛けた上で交通費を申請ください。

（貸切バスやレンタカーにおいても、同様の算出方法をお願いします。）

Q.大会前に前泊した場合や、大会終了後に後泊した際の宿泊料金も補助対象に含まれますか？

A.競技に必要最低限の宿泊日数（1泊当たり9,000円上限）を補助対象としていますので、前泊・後泊は原則、補助対象外です。

※ただし、前泊については下記の場合、補助対象とすることができます。

選手が実際に会場にいななければならないとされている時間（開会式、点呼、公式練習、試合等）の1時間前に、会場に到着するためには極めて早い時刻（午前6時前）に出発しなければならない場合

Q 市内外混合チーム（市内選手○人・市外選手△人）で大会出場をする場合は補助対象となりますか？

A. 補助対象経費（交通費、宿泊費、大会参加料等）については、それぞれの経費について、チームの選手全員の人数で割って選手1人あたりの金額を算出いただき、補助対象となる南砺市内の選手人数を掛けた上で経費を申請ください。

（例）

選手計15人の市内外混合チーム、内南砺市内小学校に通う選手4人・引率者2人の場合

→選手4人分と引率者1人分（引率者は1名のみ補助対象）の経費が補助対象です。

Q.交付申請書や実績報告書の提出時、申請様式以外に具体的にどのような書類が必要ですか？

A.交付申請書、実績報告書それぞれ下記のような書類の提出をお願いします。

（交付申請書）

- ・経費内訳書
- ・出場大会の要項
- ・選手名簿や参加申込書等、補助対象の選手・引率者の参加が分かる資料
- ・県大会以上の予選結果
- ・補助金額内訳の分かる資料

（例）貸切バス、レンタカー、宿泊費等の見積書

公共交通機関利用の場合、会場までの公共交通機関ルート・料金検索結果

（実績報告書）

- ・経費内訳書
- ・交通費、宿泊費、大会参加料の領収書等、補助金額内訳の分かる資料
（領収書等がない場合は、補助対象外となります。）

・結果が掲載されているトーナメント表や賞状等、補助対象選手の出場結果が分かる資料